（個別的義務表示）

第四条　前条に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち別表第十九の上欄に掲げる食品を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下である一般用加工食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項の表示を省略することができる。

（義務表示の特例）

第五条　前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

酒類を販売する場合	原材料名　アレルゲン　原産国名
食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合	原材料名（特定保健用食品及び栄養機能食品にあっては、内容量又は固形量及び内容総量（特定保健用食品及び栄養機能食品にあっては、栄養成分の量及び熱量）及び栄養表示をしようとする場合（栄養成分の量及び熱量をしようとする場合を除く。）並びに特定保健用食品及び栄養機能食品にあっては、栄養成分の量及び熱量及び栄養表示をしようとする場合を除く。）、原産国名（別表第十九の中欄に掲げる食品（即席めん類（即席めん類のうち生タイプのものを除く。）及び即席めん類以外のものであって処理した旨、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所並びに特定保健用食品及び栄養機能食品にあっては、その旨）、アレルゲン（特定原材料（令第二条第一項第四号に掲げる事項をいう。）に係る表示事項（即席めん類（即席めん類のうち生タイプのものを除く。）及び即席めん類以外のものであって処理した旨、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所並びに特定保健用食品及び栄養機能食品にあっては、その旨）、アレルゲン（特定原材料